

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

昭和三十九年三月三十一日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 小泉 純也君

理事青木 正君 理事宇野 宗佑君

理事辻 寛一君 理事渡海元三郎君

理事加賀田 進君 理事島上善五郎君

理事畑 和君

上村千一郎君 飯谷 忠男君

久保田円次君 長谷川 峻君

大柴 滋夫君 山中日露史君

山下 榮二君

出席國務大臣

自治 大臣 赤澤 正道君

出席府政委員

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

三月二十五日

委員山本幸一君辞任につき、その補欠として島上善五郎君が議長の名指で委員に選任された。

三月三十一日

理事野原寛君同日理事辞任につき、その補欠として島上善五郎君が理事に当選した。

三月二十六日

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

同月七日

公職選挙法及び政治資金規制法の改正に関する諸議(久保田鶴松君紹介)(第一二〇三三号)

は本委員会に付託された。

二月二十四日

沖繩住民の國政参加に関する陳情書(那覇市久米町沖繩市町村議會議長 会長中山盛久)(第八号) 同(那覇市久米町沖繩市町村会長仲村榮春)(第九号) は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

○小泉委員長 これより會議を開きます。

まず理事の辞任及び補欠選任についておはかりいたします。

理事野原寛君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。続いて理事の補欠選任を行ないます。

先例によりまして委員長において理事を指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 この際、自治大臣より發言を求められております。自治大臣 赤澤正道君。

○赤澤國務大臣 先般ライシャワー大使のあいさつ不祥事件がございましたので、全く突発的なことでございましたが、私、急に早川前大臣の後任を引き受けることになったわけでございます。

公職選挙法の委員会に初めて伺ったわけでございます。長く院内でこういった問題につきましてもいろいろ勉強させていただいておりますけれども、皆さんとともに選挙のりっぱなルールをつくり上げていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○小泉委員長 次に、去る二十六日付託された内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、第五項を第六項

とし、同項の次に次の三項を加える。

7 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄の数とする。

東京都	第一区	六人
	第二区	五人
	第三区	四人
	第四区	五人
	第五区	六人
	第六区	八人
神奈川県	第一区	五人
愛知県	第一区	六人
大阪府	第一区	六人
	第二区	五人
	第五区	四人
兵庫県	第一区	四人

8 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域(大島郡三島村及び十島村の区域を除く)をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

9 前項の選挙区において行なわれる衆議院議員の選挙に關しこの法律

律の規定を適用しがたい事項については、政令で特別の定めをすることができ。

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 衆議院議員の定数は、第四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、四百八十六人とする。

附則

1 この法律は、次の総選挙から施行する。

2 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

理由

選挙制度審議会の答申の趣旨に基づき、差しあたり衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については是正を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小泉委員長 政府より本案の趣旨の説明を求めます。自治大臣赤澤正道君。

○赤澤國務大臣 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、その提案理由と内容の

概略を御説明申し上げます。

申すまでもなく、民主政治の健全な発達を期するためには、選挙が公明かつ適正に行なわれることが根本の要件であります。

政府は、この見地から、選挙制度審議会に対しまして、選挙区制度に関する事項、議員定数の不均衡是正に関する事項、政治資金の規制に関する事項、その他選挙制度に関する基本的事項について諮問し、審議が続けられたのであります。昨年十月十五日、さしあたって措置すべき事項について政府に答申されたのであります。この答申においては、特に衆議院議員の選挙区別の人口と議員定数との間の不均衡の程度が著しいことを指摘し、その是正についてすみやかに措置すべきものとしております。

政府といたしましては、この答申の趣旨を尊重し、衆議院議員の各選挙区において選挙すべき議員数については是正をはかるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要点について御説明申し上げます。

第一に、衆議院議員の選挙区において選挙すべき議員数について改正をすることといたしております。申し上げるまでもなく、現状におきましては、衆議院議員の選挙区別の人口と議員の定数との間には、各選挙区間において相当の不均衡が見られ、その上下の差は三倍以上となっているのであります。

政府といたしましては、選挙制度審議会の答申を慎重に検討いたしました。不均衡の特に著しい選挙区について、是正することといたしました。すなわち、十二選挙区について、当分の

間、十九名増員しようとするものであります。この改正の基準は、地域性をも考慮して各選挙区における議員一人当たりの人口が、全国平均議員一人当たりの平均人口を基準として上下おおむね七万人の幅のうちにおさまるようにするというさきの答申の考え方に基づくものであります。これにより、選挙区別一人当たりの人口の最高と最低の開きは、二倍程度となり、この結果、現在の定数の不均衡が是正されると考える次第であります。

なお、選挙制度審議会においては、一選挙区の減員についても答申いたしておりますが、この改正基準となっており、上下の人口の幅及び地域性を考慮し必ずしも減員することを要しないと考えます。

第二に、この是正に伴い、衆議院議員の総定数四百六十六人を、奄美群島地域に配当されている定数一人と合わせて、当分の間、暫定措置として、四百八十六人とすることといたしております。

なお、この法律は、次の総選挙から施行することといたしております。

以上が、この法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○小泉委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

質疑は次会に譲ることといたします。

次会は公報をもってお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十八分散会